

特記仕様書

第1条 適用

本特記仕様書は、『R7馬土 明連川 美・穴吹三島 河川維持業務』に適用するものとする。

第2条 総則

設計書及び本特記仕様書に記載なき事項については、「徳島県土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）等によるものとし、本特記仕様書は、共通仕様書より優先とする。

第3条 作業の実施時期

本業務の実施時期及び実施箇所は監督員より指示する。

第4条 業務範囲

業務範囲については設計図面に示す、『美馬市穴吹町三島』の河川区域内とする。

第5条 現場責任者

受注者は、「現場責任者届」を契約を締結した日の翌日から起算して10日以内（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、監督員へ提出しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

第6条 業務内容及び作業実績の管理等

- 1 業務内容については監督員より指示する。また、作業が終了したときは、その箇所の図面を作成し、監督員の確認を受けなければならない。
- 2 業務写真は、同一箇所で作業前・作業状況（掘削・不陸整正・積込・運搬・処理）・完了状況を対比させて添付することとする。なお、撮影箇所及び頻度は監督員と協議すること。
- 3 完了時には、監督員の検査立会を受けること。

第7条 管理道補修工

河川管理道路における砂利舗装の管理基準については、『共通仕様書 第3編3-1-6-7 アスファルト舗装工 1. 下層路盤の規定』による。

第8条 交通誘導員等

本業務については、交通整理員を見込んでいないが、必要となった場合は、監督員と協議するものとし、必要と認められる場合は変更契約を行うものとする。

第9条 その他

仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて協議を行うものとする。

また、不慮の大雨による洪水等に対する安全対策についても、避難手段を確保する等して作業を行うこと。

平成 年 月 日

殿

受注者 住所
氏名

印

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏 名 (生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取 得 資 格 等 (取得資格があれば)		

- ※ 1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
＜直接的な雇用関係＞現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※ 2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
- (1) 取得資格等の欄には、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ、ハ及び第 1 5 条第 2 号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
- (2) 資格が、建設業法第 7 条第 2 号ハ及び第 1 5 条第 2 号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書
の写しを、建設業法第 7 条 2 号イ、ロ及び第 1 5 条第 2 号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

実 績 写 真

作業日：令和 年 月 日（ ）

労務実績写真	
集合写真	撮影場所： 撮影時刻： 撮影作業員名：

作業機械実績	
集合写真	撮影場所： 撮影時刻： 撮影作業員名：

その他材料写真	
その他材料写真	撮影場所： 撮影時刻： 撮影作業員名：